

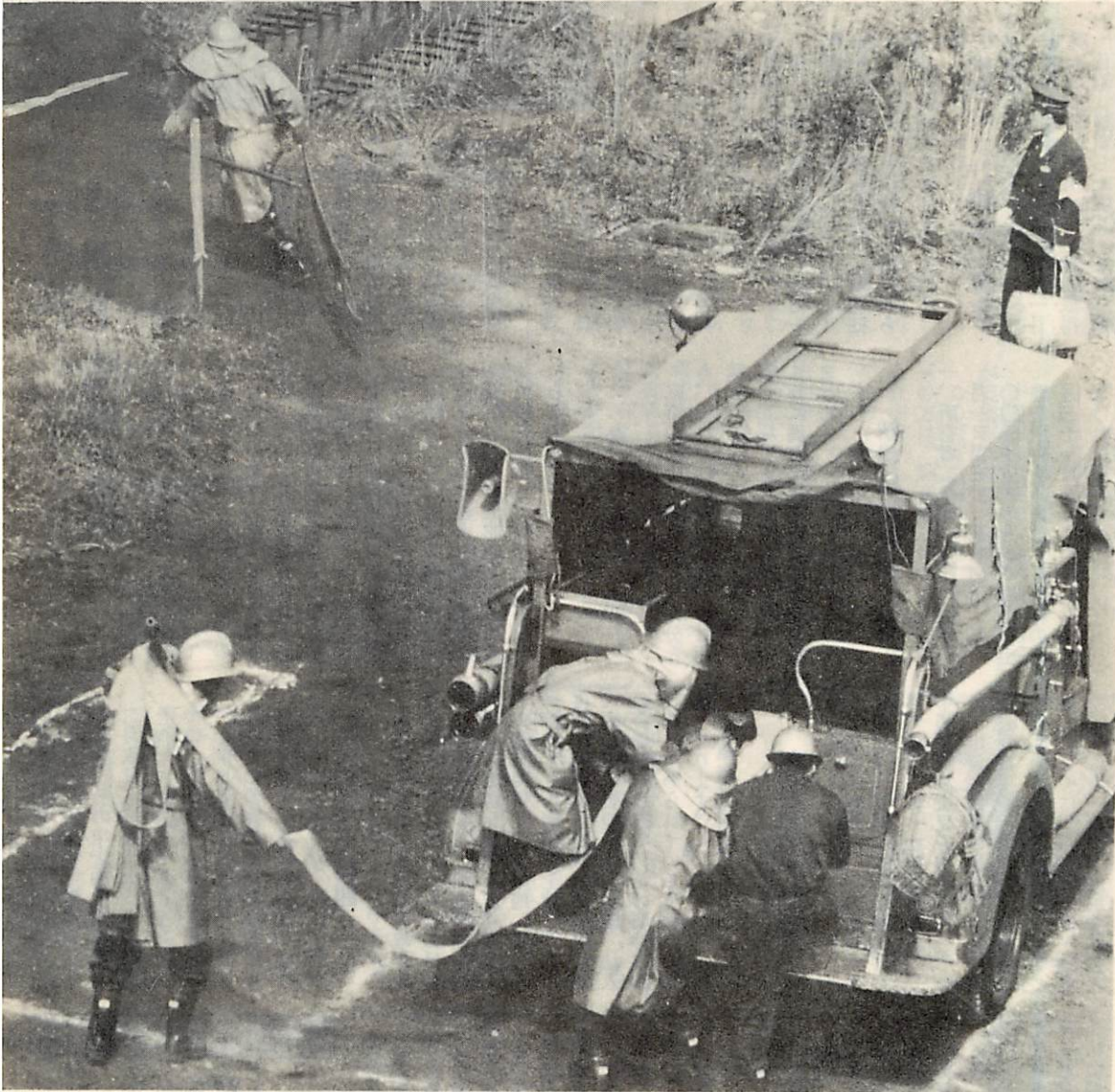
むらさき



市政だより

10月 / 1日

昭和48年 No. 325

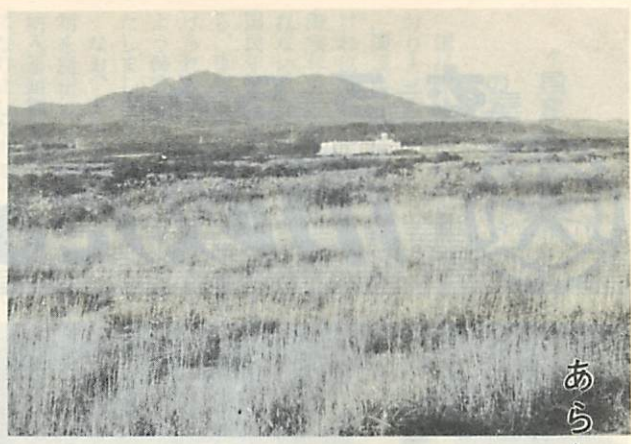


より早く…寸時をあらそう消火にそなえて — 消防技能競技大会 —

これからは、火気の使用が多くなります。

ひとりひとりが消防マンとなり

火災のない明るい街をつくりましょう。



あらたにできた

特別土地保有税

と不動産取得税の対象となつている土地と同様です。

納税義務者

納税義務者は、土地の所有者と土地の取得者で、つぎに掲げる方々は申告納付の納税義務があります。
☆土地の所有者（保有分）
毎年一月一日現在で昭和四十四年一月一日

特別土地保有税は、土地対策の一環として、国税における土地譲渡益に対する重課措置とあわせて土地投機の抑制を主眼としながら土地の有効利用を促進するための供給促進策をねらった政策税制です。
昭和四十八年四月に地方税法の一部改正が行なわれ、この七月一日から適用された新税です。
以下、この新税のあらましについて、その主な点を説明いたします。

課税の対象となる土地

田、畑、宅地、山林、牧場、原野、その他の土地で、固定資産税

以外の方法で取得した場合は、近傍類似の取得価額に比準して定めます。）の合計額に百分の一・四の税率を乗じて得た額から、その土地の固定資産税額を控除した残額が税額となります

納税義務の範囲

二、取得分は、一月一日、または七月一日前一年以内取得した土地（すでに申告納付したものは除く。）の取得価額の合計額に百分の三の税率を乗じて得た額から、その土地の不動産取得税額を控除した残りの額が税額となります。

免 税 点

本市の場合、保有分、取得分とも、それぞれの免税点は、合計面積五、〇〇〇平方メートル（一、五二二坪）となっておりますので、これに満たない場合には課税されません。

納税は申告納付制

一、所有者（保有分）は、毎年一月一日現在で、基準面積（五、〇〇〇平方メートル）以上の土地を所有する方は、その年の五月三十一日までに申告納付をしなければなりません。
二、取得者（取得分）は、一月一日、または、七月一日前一年以内取得した土地（すでに申告納付したものは除く。）の取得価額の合計額に百分の一・四の税率を乗じて得た額から、その土地の固定資産税額を控除した残額が税額となります

納税義務の免除

土地の所有者が、その所有する土地を、二年以内に非課税土地として使用しようとする場合は、二年間に限り徴収を猶予されますので、市資産税課に備付けの申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。
※くわしくは、市資産税課土地係（電話☎一―一―内線二四三）におたずねください。

家庭園芸シリーズ ⑨

秋の庭しごと

落葉の舞う季節になりました。切土や盛土して造成された庭では落葉が大切な土壌改良剤です。
落葉を集めてそのまま燃やさず、庭の片隅に穴を掘り、野菜屑やワラと共に落葉を入れ薄く土をかけ、水をかけて腐熟させます。一年間腐熟したものを

樹間に施すと、有機物を含む肥効保持力と水分保持力の良い土壌に改良することができます。この場合、落葉には、病害虫の菌や卵、幼虫が附着していることが多いので、できれば殺菌、殺虫剤を散布して処理することが効果的です。
十月は大きい樹ですと害虫を誘殺する幹の巻きワラをして来春の害を予防したいものです。土壌の軽い所では、冬期間の凍上を予防する敷きワラ、落葉を入れる準備をしてください。
夏に異常に伸長した新しい梢は、水分を多く含み、冬期間に凍死することがあるので、樹形、花芽の位置を考え、せん定も必要です。

花だんはチューリップの植えこみ、ユリ、クロッカス、サフラン等、早春に咲く球根類を植えます。サクラソウやシバザクラは早目に株分けして、ていねいに植えておきたいものです。

お知らせ

住宅用地・非住宅用地 で税額の計算方法が 変わります

六月一日号の市政だよりでお知らせしましたとおり、土地の固定資産税は、住宅用地か非住宅用地であるかによって税額の計算方法が変わりましたので、税額に変更のあった方々へは、十月十五日に税額更正通知書をお送りします。なお、更正後の過不足の調整は

(表1) 併用住宅敷地の取扱区分

家屋	④居住面積割合に 建物の総床面積による区分		④の割合による住宅用地適用の割合
	① 地上5階以上の耐火建築物の場合	25%~50%未満 50%~75%未満 75%以上	
② 上記①欄以外の家屋の場合	25%~50%未満 50%以上	50% 100%	

(表2) 土地の課税標準額の算出方法

区分	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
住宅用地 法人・個人の所有地	①負担調整措置をこの2年間に限り特例として継続します。 ②①によって計算した課税標準額が評価額の1/2をこえる場合は1/2の額とします。		評価額の1/2が課税されます
非住宅用地 法人所有地	$\text{評価額} - \frac{1}{2}(\text{評価額} - \text{負担調整措置の額})$	$\text{評価額} - \frac{1}{2}(\text{評価額} - \text{負担調整措置の額})$	評価額課税の年度になります。(1/2の適用はありません)
個人所有地	住宅用地欄①と同じ(ただし②の1/2は適用されません)	$\text{評価額} - \frac{1}{2}(\text{評価額} - \text{負担調整措置の額})$	(1/2の適用はありません)

同時に送付の第四期分(十二月二十五日納期限)の納税通知書で精算してありますので、この納税通知書により納入願います。

税額更正について疑義のある方は、十一月十五日までに市資産税課土地係に申出てください。

税額更正通知書を送付されない方は、四月十六日に発付した納税通知書の税額に変更はありません

◆住宅用地とは◆

「もっぱら居住の用に供している家屋の敷地をいいます。」これ以外の土地は、非住宅用地となりますが、併用住宅(店舗、事務所等)と居住部分が併用の場合)などの敷地は「別表1」のとおり区分されます。また、課税標準額の算出方法は「別表2」のとおりです

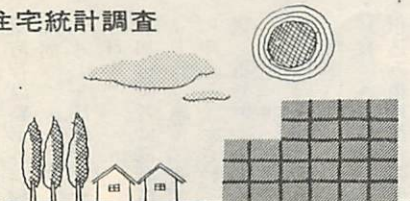
住宅統計調査に ご協力ください

十月一日現在で、住宅統計調査が実施されております。この調査の対象となりました世帯の方は、調査票の第四面「記入上の注意」を参考にしてください。ご協力ください。

なお、この調査票に書かれたことからは、統計を作るためだけに使われ、そのほかの目的に使うことはありません。

また、調査員をはじめ、調査関係者が調査票に書かれたことからを他にもらすことは法律でかたく禁じられておりますから、ありのままを記入くださるようお願いいたします。

住宅統計調査



ヒガラ の声

婦人スポーツ

サークルに 参加して

室蘭市日の出町二二一十六
金子 富枝

体育館で婦人スポーツサークルが行なわれているのことがすでに参加していた友達にお教えられ、すすめられて参加したのが昨年九月……もう少しで一年になります。早いもので本年にこの一年間は、私に月日の流れを感じさせませんでした。手の離れた子供たちとはいえまだまだ母の後を追う子を祖母に託したり、また連れてきたりかって学生時代にこなせた得意な？スポーツに挑戦するべく意気ようよう出かけたものです。でも家の中で家事や育児に明け暮れていた日々は私の体の骨肉をすっかり固いものにしていました。

を歩いて歩きたいぐらいでした。でも、回を重ねるうちに体が生き生きして、まるで水を得た魚の如く？体が……いいえ、気持ちでがしゃんとしてきました。

心なしかたるみかけていた足の筋肉もひきしまり、何処へ行くにも車に乗りたがっていたものが、少しぐらいの所へは徒歩で行くようになりました。

過去に何にも運動をしていなかった人達のためにも、良き先生と良きアドバイザーがたくさんいらっしゃいます。上達しますと、いろいろな大会にも参加できます。もし、このサークルを知らずに家の中で、何かしたい、何かしたいと思っていられしやる方がおられましたら、是非にすすめてたいサークルです。

いろいろな人と接し、いろいろなことを学び、せいぜい家にいたら、テレビや新聞からのみ吸収していた世の中を、肌で感じとることもできました。

是非、機会をおつくりになり、サークルに参加なさることをおすすめしたいと思います。

(原文のまま)

この欄は、市民のみなさんの欄です。いろいろな話題をどしどしお寄せください。

☑送り先 市内幸町一番二号 市役所広報広聴課

※八百字以内とし、住所、氏名を明記してください。(紙上匿名可)

国民年金加入 のみなさん

国民年金の保険料を納め忘れておりませんか。

国民年金保険料を納めておかなければ、万一事故にあったときに障害年金や母子年金などが受けられない場合があります。せっかく国民年金に加入しているのですから、事故のおきたとき、年金が受けられなかったということのないよう保険料は必ず納めるようにいたします。

なお、今年の四月からは、集金制を廃止し、国民年金の保険料は納入通知書で納めていただくことになりましたので、納め忘れている人は、納入通知書持参のうえ、もよりの各地区サービスセンター

行政合同相談所 を開設します

— 無料 —

行政相談週間(10月14日～20日)行事の一環として、行政合同相談所を開設いたします。

日ごろ、国や道、市の行政に対して、ご意見やご要望、あるいは苦情などお持ちの方は、気軽に相談ください。

〇とき 10月18日(木)
午後1時～4時

または、各銀行、信用金庫へ保険料を納入し、年金を受ける権利を確保してください。

見学者募集

道立図書館・道開拓記念館

市立室蘭図書館では、第二十七回読書週間行事の一つとして、道立図書館と道開拓記念館の見学会をつぎにより行ないますので、参加者を募集いたします。

☆と き 十月二十五日(木)

☆行 先 道立図書館

☆出発時間 道開拓記念館

市立室蘭図書館前

午前八時三十分

☆帰着時間 午後五時三十分予定

☆定員 四十名(定員になり次第締切ります)

☆会 費 七十円(道開拓記念

☆乗車場所 館見学科
図書館前 母恋、御崎、輪西の各駅前、東町神島整形外科病院前

☆受付期間 十月十一日から二十一日まで

☆申込方法 参加希望者は電話により市立室蘭図書館に申込みください。

電話番号 一六五八〇〇〇 一六五九〇〇〇

☆その他 ・お子様同伴はご遠慮ください。

・昼食は各自持参

・申込み後に都合の悪くなった方は、必ずご連絡ください。

きもの着付講座の 受講生を募集します

ますので、日ごろ感じていることや要望がありましたら、ご利用ください。

〇田中 キヨ

海岸町三十三三十一

(TEL) 4874

〇桜井 正助

陣屋町一〇

(TEL) 8964

〇岡原 俊雄

輪西町二二二二三

(TEL) 5096

〇館山 彰

高砂町三十一一

(TEL) 3461

飲酒運転は やめましょう

飲酒運転は
やめましょう

勤労婦人センターでは、つきにより、きもの着付講座の受講生を募集します。

受講される方は、はがきに住所氏名、年令、職業、昼夜の別を明記して、勤労婦人センター(〇五一市内栄町二一―二十)に申込みしてください。

☆期 間

〇十一月八日の木曜日からは毎週木曜日 八回

十時から十二時まで

〇十一月九日の金曜日からは毎週金曜日 七回

十八時から二十時まで

☆募集人員 三十名

☆募集期間 十月十日から十七日まで

☆受講料 無料

☆内 容 きもの着こなし方
他人への着付の仕方

※定員三十名を越えた場合は抽選

んにより受講生をきめます。
なお、開講のご案内は、受講生にきまった方のみさしあげます。

成人になる方は 届出をしてください

届出をしてください

市教育委員会では、明年一月十五日に行なわれる成人式に出席を希望する方の受付をしています。

この届出をしませんと、成人式の案内状をさしあげることができませんので、出席を希望する方は必ず届出をしてください。

☆該当者 昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生まれた人。

☆届出先 市教育委員会社会教育課(〇五一市内栄町二一―十九電話 9407)へ電話

または、はがきで住所、氏名生年月日、世帯主名をお知らせください。

☆受付締切 昭和四十八年十二月一日(土)

全市秋の大掃除運動

10月1日～31日
健康で明るく、美しいまちづくりは私たちの手で
家の中だけでなく家のまわりも清掃しましょう。

全道一斉秋の火災予防運動

10月15日～31日
隣りにも声かけあってよい防火
お互いに注意を喚起するため、運動期間中午後6時にサイレンを吹鳴いたします。

街頭献血にご協力ください

10月11日 ぎんやデパート前 12時～15時